

株券等に関する業務規程の一部改正について

1. 株券等に関する業務規程（平成 14 年 6 月 17 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p><u>（機構が会社及び参加者と授受する通知の方法）</u></p> <p><u>第 6 条 機構が、取扱株券等の発行者（以下「会社」という。）及び参加者との間で授受する通知等（請求、報告及び資料の提出を含む。次条において同じ。）は、規則で定める電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）によるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、この規程若しくは規則で特に定める場合又は機構が相当と認める場合は、前項で定める以外の方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>（機構が質権者と授受する通知の方法）</u></p> <p><u>第 6 条の 2 機構が、参加者口座簿に記載された質権者との間で授受する通知等は、書面によるものとする。</u></p>	<p><u>（機構からの通知方法等）</u></p> <p><u>第 6 条 次に掲げる通知又はその他の行為により通知すべき情報その他の情報は、この規程及び規則で特に定める場合を除き、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって、規則で定めるものにより提供するものとする。</u></p> <p><u>（1）機構が、この規程又は規則で定めるところにより、参加者又は参加者口座簿に記載された質権者に対して行う通知</u></p> <p><u>（2）参加者又は参加者口座簿に記載された質権者が、この規程又は規則で定めるところにより、機構に対して行う請求若しくは報告又は資料の提出</u></p> <p><u>（3）機構と取扱株券等の発行者（以下「会社」という。）との間においてその一方が、法、この規程又は規則で定めるところにより、他の一方に対して行う通知</u></p> <p><u>2 機構は、参加者又は参加者口座簿に記載された質権者すべてに同一の内容を通知する場合（前項第 1 号の規定により行うこととしているものを除く。）は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による提供に代えて、その通知する情報を電磁的方法により参加者又は参加者口座簿に記載された質権者が提供を受けることができる方法として規則で定めるものにより行う。</u></p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成 19 年 12 月 3 日から施行する。

以 上